

## 地方独立行政法人における利益及び損失の処理について

### 1 毎事業年度終了時の処理

地方独立行政法人は、毎事業年度、利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、積立金として整理しなければならないこととされているが（地方独立行政法人法第 40 条第 1 項。以下「法」という。）、当該利益のうち知事の承認を受けた額については、目的積立金として整理し、翌事業年度以降、中期計画に記載された剰余金の使途に充てることができる（同条第 3 項）。

なお、知事が承認しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない（同条第 5 項）。

公営企業型地方独立行政法人（県立病院法人）の場合、知事の承認は不要（法第 84 条）

#### ※中期目標期間最終年度（県立病院法人：5 年目、看護大学法人：6 年目）の処理

中期目標期間の最後の事業年度は、利益が生じた場合であっても、目的積立金への整理を行わず、すべて積立金として整理しなければならない。また、前事業年度までに整理した目的積立金等が使用されずに残っている場合も、すべて積立金に振り替えなければならない（「地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解」（平成 16 年総務省告示第 221 号）第 88）。

### 2 中期目標期間終了時の処理

中期目標期間の最後の事業年度において、毎事業年度の利益及び損失の処理を行った後、積立金が残っているときは、その額に相当する金額のうち知事の承認を受けた額については、次の中期目標期間における業務の財源に充てることができる（法 40 条第 4 項）、当該承認を受けた額の残りの額は、県に納付しなければならない（同条第 6 項）。

なお、知事が承認しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない（同条第 5 項）。